

平成二十八年十月十一日受領
答 弁 第 三 三 三 号

内閣衆質一九二第三三号

平成二十八年十月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員逢坂誠二君提出安倍総理の「憲法を自分自身のもものとして国民の手に取り戻せる」という発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出安倍総理の「憲法を自分自身のもものとして国民の手に取り戻せる」という

発言に関する質問に対する答弁書

一から六までについて

お尋ねは、政治家個人としての発言等に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。